

平成25年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 議長の辞職	3
	(3) 議長の選挙	4
	(4) 諸般の報告	6
	(5) 議席の指定	6
	(6) 会議録署名議員の指名	6
	(7) 会期の決定	6
	(8) 承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし認定第2号、議案第5号ないし第6号の提出	6
	(9) 提案理由の説明	6
	(10) 承認第1号の説明、承認	9
	(11) 承認第2号の説明、承認	10
	(12) 承認第3号の説明、承認	11
	(13) 承認第4号の説明、承認	12
	(14) 承認第5号の説明、承認	13
	(15) 認定第1号及び認定第2号の説明、認定	14
	(16) 議案第5号の説明、採決	19
	(17) 議案第6号の説明、採決	20
	(18) 閉会及び閉議の宣告	21

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第22号

平成25年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年6月28日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成25年7月30日(水)午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
  - ア 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
  - イ 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)
  - ウ 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))
  - エ 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
  - オ 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
  - カ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
  - キ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ク 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
  - ケ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

## 2 招集年月日

平成25年7月30日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成25年7月30日午後2時30分開会、午後3時43分閉会

## 5 応招議員

1 番 品川 萬里 君	3 番 山口 信也 君	4 番 仁志田昇司君
6 番 星 光祥 君	8 番 山田 基星 君	9 番 目黒章三郎君
10 番 鈴木 忠夫 君	11 番 横山 元栄 君	12 番 作田 博 君
13 番 八島 博正 君	14 番 齋藤 邦夫 君	15 番 和知 良則 君
16 番 佐藤 長平 君		

## 6 不応招議員

2 番 渡辺 敬夫 君	5 番 遠藤 栄作 君	7 番 佐藤 正博 君
-------------	-------------	-------------

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸 孝則 君	副広域連合長	古川 道郎 君
会計管理者	今福 康一 君	監査委員	阿部 昌志 君
事務局長	三浦 辰夫 君	事務局次長	佐藤 栄治 君
総務課長	鈴木 健一 君	業務課長	齋藤 裕二 君
資格管理係長	渡辺 道幸 君	給付係長	五十嵐 隆裕 君

## 10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第5号ないし第6号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 8	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)

- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第3号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域  
連合一般会計補正予算(第3号))
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域  
連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島  
県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を  
改正する条例)
- 日程第12 認定第 1号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計  
歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢  
者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 5号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計  
補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 6号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢  
者医療特別会計補正予算(第2号)

## 1 1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 1 2 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**副議長(八島 博正君)** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。この際ご報告いたします。

2番渡辺敬夫君、5番遠藤栄作君、7番佐藤正博君の3名より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時30分)

### (2) 議長の辞職

**副議長(八島 博正君)** ご報告いたします。

本日付けで、作田議長より、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更

し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** ご異議なしと認め、追加日程第1「議長の辞職について」を議題といたします。事務局より追加日程第1を配付します。

(事務局より「追加日程第1」を配付)

**副議長(八島 博正君)** 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** それでは朗読させていただきます。

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第79条第1項の規定により許可されるようお願いいたします。

平成25年7月30日

福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 作田 博

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 矢島 博正 様

以上でございます。

**副議長(八島 博正君)** お諮りいたします。

作田博君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** 異議なしと認めます。したがって、作田博君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(作田博議員、入室し自席へ着席)

**副議長(八島 博正君)** ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。

作田博君にごあいさつをいただきます。作田博君。

**議長(作田 博君)** 皆様方には、大変なご協力をいただきながら、過去2年間にわたりまして末席汚すことなく何とか過ごさせていただき、ありがとうございます。

これからは、いちメンバーでございますので、今後もよろしくようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

### (3) 議長の選挙

**副議長(八島 博正君)** ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** 異議なしと認めます。したがって議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

(事務局より「追加日程第2」を配付)

**副議長（八島 博正君）** 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**副議長（八島 博正君）** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長の私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**副議長（八島 博正君）** ご異議なしと認めます。よって、副議長の私が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。議長に、鈴木忠夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長の私が指名いたしました鈴木忠夫君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**副議長（八島 博正君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました鈴木忠夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木忠夫君が議場におられますので、当選を告知いたします。

鈴木忠夫君、前方の演壇にご登壇願います。

**議長（鈴木 忠夫君）** ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長をおおせつかりました鈴木忠夫でございます。

この後期高齢者医療制度は、5年が経過し現在においては高齢者を支える制度として概ね定着しているところであります。本広域連合議会といたしましては、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

**副議長（八島 博正君）** ここで、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。鈴木忠夫議長、議長席へお着き願います。

#### **（4）諸般の報告**

**議長（鈴木 忠夫君）** 議長を交代いたしました。

日程第1、諸般の報告を行います。

本年2月、定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成25年2月15日告示の補欠選挙が執行され山田基星君、平成25年4月19日告示の補欠選挙が執行され品川万里君の2名が当選されました。  
以上で報告を終わります。

#### (5) 議席の指定

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された品川万里君の議席を1番、山田基星君の議席を8番に指定いたします。

#### (6) 会議録署名議員の指名

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番横山元栄君、15番和知良則君を指名いたします。

#### (7) 会期の決定

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

#### (8) 承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第5号ないし第6号の提出

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第5、承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第5号ないし第6号の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (9) 提案理由の説明

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第6、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第5号ないし第6号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（瀬戸 孝則君）** 提案理由の説明を行います。本日、ここに、平成25年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が5件、平成24年度



決算認定が2件、平成25年度補正予算に係る議案が2件の、合わせて9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

この後期高齢者医療制度は制度発足後5年が経過し、国政においては様々な議論がございましたが、概ね定着してきたものと考えておりますが、現在、社会保障制度改革国民会議で高齢者医療を含めた、社会保障全体についての議論が進められております。8月上旬には最終報告書がまとめられ、それを受けて政府は改革の行程を示す法案の骨子を決定すると報道されておりますが、本広域連合といたしましては、今後の動向を注視するとともに、被保険者の皆様にとって、よりよい制度となるよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、国に対し、引き続き現場の意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、医療給付費について申し上げます。

医療給付費は、被保険者数の増加や医療技術の高度化に伴い毎年増加しており、今後も増加していくことが見込まれております。そのため、本広域連合といたしましては医療給付費の適正化を図るため、高齢者の健康づくり事業や、ジェネリック医薬品の使用促進などの医療費適正化事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、今年度は平成26年度、27年度の保険料率の算定を行うこととなっております。被保険者数や医療給付費の推移をしっかりと分析し、関係各位のご意見を賜わりながら、適切な保険料率の設定に努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、現行制度が続く限り、健全な財政運営と保険者機能の強化を図り、対象者である高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村と一層連携を深め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、平成25年度においても、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置を継続するため、「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定によ

り専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、平成25年度におきましても、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置が継続されることから、その財源として基金処分をできるように「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきまして所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、国の平成24年度補正予算成立に伴い、平成24年度後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることから、「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」について所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、国の平成24年度補正予算成立に伴い、平成25年度に実施する低所得者等に対する保険料軽減特別措置の財源となる平成24年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることから、「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、東日本大震災に係る保険料の減免について、平成25年度分の保険料も減免の対象とするなどの基準が新たに示されたため、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」について所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

認定第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び同条第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

認定第2号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

議案第5号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,186万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,374万5千円とするものでございます。

議案第6号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69億4,426万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369億8,627万9千円とするものでございます。

以上、議案9件についての、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (10) 承認第1号の説明、承認

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** それではお手元に定例会議案書とA4版横の資料1、議案説明資料をご準備願います。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、2ページに記載の「専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定の件についてでございます。別冊A4版横の資料1、議案説明資料でご説明させていただきます。資料1の1ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、平成25年度において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び、所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減措置を継続するため、所要の改正をしたものでございます。主な内容ですが、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割の9割軽減、並びに、所得の少ない被保険者の均等割7割軽減を8.5割軽減に拡大する措置を、平成25年度も継続するものであります。2ページは新旧対照表でございます。そういったしまして、地方自治法第179条第1項により、平成25年2月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

**議長（鈴木 忠夫君）** それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

#### (11) 承認第2号の説明、承認

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** それでは、議案書の3ページをお開き願います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、4ページに記載の「専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」の制定の件についてでございます。別冊の議案説明資料の3ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、平成25年度においても保険料の軽減措置が継続されることから、基金処分の条件を追加するため、所要の改正をしたものであります。主な内容ですが、被用者保険の被扶養者だった者に係る均等割を9割軽減する費用、また、低所得者に係る均等割の7割軽減を9割及び8.5割軽減に拡大する費用及び所得割を5割軽減する費用に、基金を処分できるようにしたものであります。4ページは新旧対照表でございます。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成25年2月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(鈴木 忠夫君)** それでは、承認第2号の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

**(12) 承認第3号の説明、承認**

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書の5ページをお開き願います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、6ページに記載の「専決第3号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」の件についてでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13億6,442万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,057万9千円とするものであります。補正予算書は7ページから10ページまでの記載となっておりますが、別冊の議案説明資料で説明させていただきます。5ページをお開き願います。

この一般会計補正予算ですが、国の平成24年度補正予算成立に伴いまして、平成24年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることとなったことから、この交付金を歳入に追加し、歳出では交付金積立のため、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を追加するものでございます。内容につきましては、6ページのA3版縦の平成24年度一般会計補正予算一覧表をご覧ください。

まず歳入でございますが、補正額は右から3列目の第3号（専決）補正額の欄をご覧くださいと存じますが、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に13億6,442万3千円を追加いたしまして、補正後の歳入合計は25億8,057万9千円となるものでございます。次に歳出でございますが、下の表をご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費の後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金に13億6,442万4千円を追加するとともに、歳入歳出の端数調整のため、4款予備費を1千円減額し、歳出合計を25億8,057万9千円としたものであります。なお、この臨時特例基金は平成25年度の低所得者などの保険料軽減措置を行うための財源となるものでございます。そういったしまして、地方自治法第179条第1項により、平成25年2月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。以上が、承認第3号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（鈴木 忠夫君）** それでは、承認第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** なければ、これをもって承認第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第3号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案どおり承認されました。

### (13) 承認第4号の説明、承認

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第10、承認第4号「専決処分承認を求めることについて(専決第4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** 議案書の11ページをお開き願います。

承認第4号「専決処分承認を求めることについて」でございますが、12ページに記載の「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件についてでございます。補正予算書は13ページと14ページに記載されておりますが、別冊の議案説明資料で説明させていただきます。7ページをお開き願います。

この特別会計補正予算ですが、平成25年度も低所得者に係る保険料の軽減が行われることとなったことから、それにより軽減が見込まれる保険料等負担金を減額し、その分を基金からの繰入で賄うため、減額分と同額を臨時特例基金からの繰入金に追加したものでございます。内容につきましては、8ページのA3版縦の平成25年度特別会計予算一覧表をご覧ください。

歳入でございますが、補正額は右から3列目の第1号補正額の欄をご覧ください。1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目保険料等負担金を16億4,583万9千円減額しまして、同額を6款繰入金、2項基金繰入金、1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金に追加したものであります。補正後の歳入合計は、補正による増減はありませんので、2,300億4,201万9千円が変わりございません。

歳出に係る補正はございませんでした。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成25年2月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

以上が、承認第4号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(鈴木 忠夫君)** それでは、承認第4号の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって承認第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第4号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案どおり承認されました。

#### (14) 承認第5号の説明、承認

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** 議案書の15ページをお開き願います。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、16ページに記載の「専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の制定の件についてでございます。別冊議案説明資料でご説明させていただきます。9ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、平成25年度分保険料についても、保険料減免に係る補助金等の交付対象とする基準が新たに示されたことから、所要の改正をしたものであります。主な内容としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示等対象区域の被保険者に係る平成25年度分の保険料額を、引き続き減免の対象としたものであります。10ページは新旧対照表でございます。そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成25年7月5日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第5号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(鈴木 忠夫君)** それでは、承認第5号の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって承認第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第5号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案どおり承認されました。

#### (15) 認定第1号及び認定第2号の説明、認定

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第12、認定第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第13、認定第2

号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思えます。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** それでは、議案書の17ページをお開き願います。

認定第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。別冊のA4版「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書」をご準備いただきたいと存じます。4ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算一覧表でございます。合計の欄をご覧ください。一般会計・特別会計合わせまして、収入済額2,388億9,254万9,587円、支出済額2,296億8,400万4,131円、差引残額92億854万5,456円となっております。5ページをお開き願います。一般会計歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額25億8,057万9,000円に対しまして、調定額、収入済額共に25億7,733万527円となっております。予算現額との比較で、324万8,473円の減となったものでございます。6ページをご覧ください。歳出でございます。

一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額25億8,057万9,000円に対しまして、支出済額は25億4,006万7,603円で、不用額が4,051万1,397円となったものでございます。そういったしまして、歳入歳出差引残額は欄外に記載されてありますが3,726万2,924円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、8ページの収入済額の欄と備考の欄と合せてご覧ください。第1款の分担金及び負担金は、運営の共通経費としての構成市町村からの負担金で11億4,139万6,000円でございます。第2款国庫支出金は、保険料不均一賦課国負担分と低所得者等に対する保険料軽減分に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で13億6,810万6,345円、第3款の県支出金は、保険料不均一賦課県負担分で368万2,200円、第4款の財産収入は、臨時特例基金の利子などで250万9,569円、第5款の繰入金は、震災対応に係る派遣職員人件費などを特別会計から繰り入れたもので1,177万7,776円、第6款の繰越金は、前年度からの繰越金で4,934万6,435円、第7款の諸収入は、歳計現金の運用利子などで51万2,202円、そういったしまして、歳入合計は、25億7,733万527円となったものでございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。10ページの支出済額の



欄と備考の欄をご覧ください。第1款の議会費、72万4,673円、第2款の総務費は、8,169万5,305円でございます。主なものとしましては備考に記載のなかの派遣職員人件費、総務系職員7名分の人件費でございます。及び、事務局管理運営費でございます。

11ページをお開きください。第3款の民生費でございますが、低所得者の保険料軽減分等に充てられる臨時特例基金積立金や制度運営のため特別会計へ繰り出した事務費等繰出金、また、派遣職員人件費、業務課職員16名分などで、24億5,764万7,625円となり、歳出合計が25億4,006万7,603円、不用額は4,051万1,397円となったものでございます。そういったしまして、一般会計決算における収支差引額は、さきほど6ページでご説明いたしましたが、3,726万2,924円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、13ページをお開き願います。4実質収支に関する調書ですが、記載のとおりでございますのでご覧ください。

以上が、認定第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の説明でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき18ページをお開き願いたいと存じます。認定第2号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。これにつきましても、説明は別冊の決算書を用いてご説明申し上げます。

15ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額2,323億2,885万6,000円に対しまして、調定額が2,363億1,674万4,447円となっております。収入済額が2,363億1,521万9,060円となっております。ここで、収入未済額が152万5,387円ございますが、これは医療機関からの診療報酬過誤調整分が1件未納入になっているものでございます。そういったしまして、予算現額と収入済額との比較では、39億8,636万3,060円の増となったものでございます。

16ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額2,323億2,885万6,000円に対しまして、支出済額は2,271億4,393万6,528円で、不用額が51億8,491万9,472円となったものでございます。そういったしまして、歳入歳出差引残額は欄外にあります91億7,128万2,532円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に17ページをお開き願います。事項別明細書でございます。まず、歳入でございます。18ページの収入済額の欄と備考の欄も合わせてご覧ください。第1款の市町村支出金は、市町村から納付された被保険者の保険料、また、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金また、療養給付費の定率負担金、そして健康診査事業負担金などで、合わせまして344億9,877万9,892円となった

ものがございます。第2款の国庫支出金は、療養給付費の定率負担金と、高額医養費に係る負担金、また、各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、それに、東日本大震災で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に要した費用に対する災害臨時特例補助金などで、合計833億6,614万5,075円で行いました。第3款の県支出金は、療養給付費の定率負担金、高額医養費に係る負担金、合わせて183億5,253万8,368円で行いました。次に19ページ、第4款支払基金交付金をご覧いただきたいと思いますが、これは現役世代からの後期高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金より交付されたもので、887億7,140万2000円で行いました。第5款特別高額医療費共同事業交付金は、1件400万円を超える高額なレセプトが発生した場合、発生した広域連合の財政運営を安定化させるために、各広域連合の拠出金を財源に交付されるもので、本広域連合には4,208万8,207円が交付されたものがございます。第6款の繰入金は、一般会計からの事務費等繰入金、保険料不均一賦課繰入金、さらに所得の低い方等の保険料軽減に係る臨時特例基金繰入金で、26億1,385万1,501円で行いました。第9款諸収入は、歳計現金の利子収入、交通事故などの損害賠償請求権を取得したものに対する第三者納付金、それに診療報酬の過誤調整などによる返納金などで2億5,843万507円で行いました。そういたしまして、歳入合計は、2,363億1,521万9,060円となったものがございます。

次に、21ページをご覧ください。歳出でございます。22ページの支出済額の欄と備考の欄を合わせてご覧下さい。第1款総務費でございますが、制度運営のための経費であります8億157万9,516円で、特に大きなものは、福島県国民健康保険団体連合会に委託しております電算処理委託費であります。23ページをご覧ください。第2款の保険給付費でございますが、被保険者が医療機関で診察等を受けた場合に給付される、療養の給付費等に係る費用で2,209億9,058万197円で、歳出全体の約97.3%となっております。なお、給付費の内訳等詳細は、備考に記載の療養の給付費、入院時食事療養費、療養費などがございます。次に25ページをお開き願います。第3款の県財政安定化基金拠出金でございますが、財政安定化のために国、県、広域連合が1/3ずつ拠出して県に設置している県財政安定化基金の、広域連合分の拠出金で、2億3,429万円で行いました。第4款の特別高額医療費共同事業拠出金は、1件が400万円を超える高額レセプトに対して交付金を出す共同事業への広域連合分の拠出金5,329万9,189円です。第5款保健事業費は、被保険者の健康増進、保持を図るため、市町村に委託し実施した健康診査事業で、3億7,748万9,630円となったもので行いました。第7款の諸支出金は、定率負担金、支払基金交付金負担金などの精算による償還金などで、46億8,669万7,996円となったものがございます。そういたしまして、27ページをお開き頂いて、歳出合計をご覧いただきたいと思いますが、次ページの支出済額にありますとおり、2,271億4,3

93万6,528円となり、特別会計決算における収支差引額は、16ページでご説明いたしました。91億7,128万2,532円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、29ページをお開き願います。7実質収支に関する調書でございますが、これは記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、30ページの8財産に関する調書でございますが、該当するのは4の基金でございます。所得の低い方等の保険料軽減費用に充てられる「後期高齢者医療制度臨時特例基金」でございます。決算年度末現在高は20億1,638万3,000円となるものでございます。

次に、31ページをお開き願います。主要な施策の成果等報告書でございます。主なものについて、ご説明させていただきます。39ページをお開き願います。特別会計になりますが、保険料の収納率でございます。参考の表の40ページの上段の計にありますように、現年度賦課分保険料全体で99.28%と、昨年度を0.03%下回りましたが、現年度分普通徴収の調定額が39ページの表に記載されておりますが、約7億3千万円増えた中で、全体でほぼ昨年同様の収納率を達成できたのは、各市町村において収納対策に取り組んでいただいた成果であると考えております。今後におきましても、市町村との連携を一層強化しまして、収納対策に努めて参りたいと考えております。

次に、46ページをお開き願います。オの保険者機能強化事業であります。まず、(イ)重複・頻回受診者訪問指導でございますが、医療費の適正化を図るために行っているものでございまして、委託した業者の保健師や看護師が対象者、重複とは、同じ月に5医療機関以上の受診が3か月継続の者、頻回とは、同じ月に同一医療機関に20回以上の受診が3か月継続の者を対象者として訪問し、身体状況を把握しながら、受診や服薬の指導を行ったものでございます。

次に、(エ)レセプトの二次点検につきましては、外部委託で行っておりますが、医療機関からのレセプトで、請求内容に疑義があるものについて再審査請求したもので、47ページに記載してありますとおり、認められた金額は2億2,400万円余となっております。昨年度より約3千万円多くなっております。

また、(オ)でございますが、効果が同じで価格が安いジェネリック医薬品の利用促進を図るため、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布するとともに、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担が200円以上下がることが見込まれる対象者には、その金額をお知らせする差額通知を送付したところでございます。

次に、53ページをお開き願います。5款保健事業費であります。被保険者の健康の保持や、生活習慣病の早期発見のためには、健康診査が重要であると捉えまして、市町村と委託契約を締結し実施しております。54ページの中頃の成果にありますように、受診率は19.35%でありました。

以上が、認定第2号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計歳入歳出決算認定について」のご説明でございます。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、別冊のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、併せてご報告いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（鈴木 忠夫君）** 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、阿部昌志君。

**監査委員（阿部 昌志君）** 監査委員を務めております阿部でございます。目黒監査委員も同意見でございますので、私から平成24年度の決算及び基金運用状況審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。お手元の審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

去る平成25年7月1日、目黒委員とともに平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況につきまして審査を実施いたしました。その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。また、決算の係数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合いたしましたところ、正確であると認められました。基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類と符合しており、正確であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめてございますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたします。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

今後も、被保険者の増加や、医療技術の高度化などにより医療費の増加が予想されることから、各種事業を通じ、医療費の適正化に努められるとともに、社会情勢を的確に把握した予算編成や計画的な執行に留意し、確実かつ効率的な運営を行い、被保険者が安心して医療を受けられることができるよう、健全な制度運営及び財政運営に、全力で取り組んでいただくことをお願いしたいと考えております。

私からの報告は、以上でございます。

**議長（鈴木 忠夫君）** ただいまの監査委員の阿部昌志君の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

**議長（鈴木 忠夫君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。採決は、案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

#### (16) 議案第5号の説明、採決

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第14、議案第5号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** それでは、議案書の20ページをお開き願います。

議案第5号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,186万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,374万5千円とするものでございます。補正予算書は21ページから24ページまでの記載となっておりますが、別冊A4版横の資料2「平成25年度補正予算説明資料」によりご説明させていただきたいと存じますので、ご準備のほどよろしくお願い申し上げます。まず、1ページのA3版縦長の一般会計予算一覧表をご覧ください。

まず、歳入ですが、補正額は第1号補正額の欄をご覧くださいと存じます。第6款繰越金に1,186万7千円を追加するものでございます。これは、平成24年度の決算でご説明しましたように、25年度への繰越金3,726万2千円が確定しましたことから、25年度当初予算で計上しておりました繰越金2,539万5千円との差額1,186万7千円を追加するものでございます。

次に歳出でございますが、歳入の下の表をご覧ください。第4款予備費に、繰越金で追加しました1,186万7千円と同額を追加するものでございます。そういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも8億2,374万5千円となるものでございます。

以上が、議案5号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**議長(鈴木 忠夫君)** それでは、議案第5号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

#### (17) 議案第6号の説明、採決

**議長(鈴木 忠夫君)** 次に、日程第15、議案第6号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計計補正予算(第2号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** それでは、議案書の26ページをお開き願います。

議案第6号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69億4,426万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369億8,627万9千円とするものであります。

補正予算書は、27ページから30ページまでの記載となっておりますが、引き続き平成25年度補正予算書説明資料により説明させていただきたいと思っております。2ページのA3版縦長の特別会計予算一覧表をご覧ください。

まず歳入でございますが、補正額は右から3番目の第2号補正額の欄をご覧ください。平成24年度決算の確定に伴いまして、第7款繰越金に69億4,426万2千円を追加するものでございます。内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に42億4,948万3千円を、その他繰越金に26億9,477万9千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページをご覧ください。決算額が確定したことから、第7款諸支出金で、療養給付費精算に係る国庫等への療養給付費負担金等償還金40億8,033万8千円を追加し、第8款予備費に28億6,392万4千円を追加するものでございます。そういったしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも2,369億8,627万9千円となるものでございます。

以上が、議案6号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の説明でございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

**議長(鈴木 忠夫君)** それでは、議案第6号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(鈴木 忠夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

#### (18) 閉会及び閉議の宣告

**議長(鈴木 忠夫君)** これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成25年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時43分)